

みまもりサポートご利用規約

第1条 総則

- 1 九州電力株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する「みまもりサポート」(以下「本サービス」といいます。)の契約者は、本規約に同意の上、当社の定めた契約申込書(以下「申込書」といいます。)により契約を申し込むものとします。
- 2 契約者は、当社又は九電みらいエナジー株式会社と電気供給契約を締結し、かつ、当社が提供するホームページ「キレイライフプラス」サイト(以下「当社会員サイト」といいます。)において「キレイライフプラスクラブ会員」(以下「会員」といいます。)の登録をされた個人のお客さまとします。
- 3 契約者は、本サービスの申込にあたり、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県内に存する住居所在地に居住する、契約者の二親等以内のご家族を第3条第1項に定めるサービスの利用者として指定することが出来ます。ただし、利用者は、当社との電気供給契約を締結し、かつ、その住居にスマートメーターが設置され、遠隔検針が可能である個人のお客さまに限り、ます。
- 4 契約者は、本サービスの申込の前に、当社会員サイトにおいて利用者の電気供給契約のお客さま番号を契約者の会員情報に登録し、本サービスの契約期間中は登録を継続するものとします。
- 5 当社は、本サービスを提供する上で必要な事項につき、別途利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます。)を定めることがあり、諸規定は本規約の一部を構成するものといたします(以下、本規約と諸規定を合わせて「本規約等」といいます。)

第2条 規約の変更

当社は、契約期間中であっても、本規約等を変更することがあります。この場合には、契約条件は変更後の規約等によります。

なお、当社は、規約等の変更内容について当社ホームページにて掲載し、お知らせいたします。

第3条 サービス内容

- 1 本サービスの内容は、次に定めるものといたします。

スマートメーターの遠隔検針により、利用者住居の30分ごとの使用電力量を取得し、取得した時点の直近3時間分の使用電力量から算出した30分あたりの使用電力量平均値と、過去の30分ごとの使用電力量実績を基に本サービスのシステムにより決定した基準値(上限値及び下限値)とを比較し、直近3時間分の使用電力量から算出した30分あたりの使用電力量平均値がその基準値(上限値)を上回った場合、又は基準値(下限値)を下回った場合にメールで通知し、契約者がインターネットを通じて通知内容等を確認できるサービスを提供します。メールの通知先は契約者本人もしくは契約者と同居する一親等以内のご家族(以下、「契約者等」といいます。)に限り、ます。また、契約者等はインターネットを通じて、メールの通知時間等を変更することが出来ます(変更を行わない場合、当社が定める通知時間等にて提供します。)

なお、本サービスは利用者住居の使用電力量の変化をお知らせするものであり、利用

者の緊急事態や安否をお知らせするものではありません。

- 2 当社は、前項に示すメールの通知について、届出のあったメールアドレスに対して、メールを発信すれば足りるものとし、万が一、通知が到達しなかった場合でも、通常到達するべき時に通知先に到達したものとみなします。また、当社は、その場合において、賠償等一切の責を負いません。

なお、メールの通知時間等の設定により、前項に示すメール通知を発信しない場合においては、当社は通知を発信したものとし、賠償等一切の責を負いません。

- 3 次の各号の内容は、本サービスには含まれておりません。

- (1) 訪問等による利用者住居の状況確認
- (2) 利用者又は利用者住居の状況に関するお問い合わせへの回答
- (3) 電気の使用方法や電気料金に関するお問い合わせへの回答

- 4 前項の記載は、当社が電気を供給しているお客さまに対して行っている通常の業務(お問い合わせへの回答等)を制限又は拒否するものではありません。

- 5 契約者は、次の事項について予め承諾の上、お申込みいただくものとします。

当社もしくは当社以外の原因により発生した通信障害又は利用者住居の周辺環境による通信状態の不具合等の影響により、一時的もしくは恒常的に使用電力量の取得が出来ず、本条第1項の通知が不可能となることがあり、その場合において、当社は賠償等一切の責を負わないこと。

第4条 使用電力量の取扱い

本サービスでお知らせする使用電力量の数値は、使用電力量の平均値であることから、ご利用者が当社に支払うべき電気ご使用料金の算定に使用する実際の使用電力量の数値とは異なります。また、使用電力量の取得が出来ない場合には、お知らせする使用電力量の数値が、実際の使用電力量の平均値と異なる場合があります。

第5条 契約申込及び承諾

- 1 契約の申込は、契約者が利用者の同意を得た上で、当社宛ての申込書に必要事項を記入・押印し、当社又は九電みらいエナジー株式会社宛てに提出することにより行います。
- 2 当社は、前項により提出された申込書の内容を確認の上、当社所定の方法により契約の承諾をいたします。契約者は当社が承諾した日からサービスを利用できるものとし、当日をサービス提供開始日といたします。ただし、当社の都合等により、相当期間利用をお待ちいただく場合があります。
- 3 当社は、前項に示す契約の承諾について、当社会員サイトでの通知、又は届出のあったメールアドレスに対して、メールを発信すれば足りるものとし、万が一、通知が到達しなかった場合でも、通常到達するべき時に通知先に到達したものとみなします。
- 4 契約者は、利用者の個人情報を当社に届け出るにあたっては、事前に本サービスの内容を利用者に説明し、当社が、本サービスの提供に必要な範囲内で届け出内容を含め利用者の個人情報を利用することについて、利用者の同意を得るものとします。また契約者は、当社と利用者との間で、個人情報に関してトラブルが生じた場合は、自らの責任においてこれを解決するとともに、利用者とのトラブルに関して当社が損害を

被ったときには、これを賠償しなければならないものとします。

- 5 当社が、次の各号に該当する事由があると判断した場合は、契約の申込をお断りし、当該契約者に対して本サービスの提供を行いません。

(1) 契約者等又は利用者が暴力団等反社会的勢力に該当するとき

(2) 当社のサービス提供能力を超えるとき

(3) その他、当社が円滑なサービス提供を出来ない恐れがあると判断したとき

第6条 利用料金及び利用料金の支払

- 1 本サービスの利用料金は1か月単位とし、月額500円(別途消費税等相当額をご負担いただきます。)とします。また、利用料金の算定期間を毎月1日から月末日までとします。
- 2 九電みらいエナジー株式会社との電気供給契約をもつ本サービス契約者は、九電みらいエナジー株式会社が別途定める方法により利用料金をお支払いいただきます。
- 3 当社との電気供給契約をもつ本サービス契約者は、当該利用料金を翌月12日に、契約者が予め指定したクレジットカード(当社が提示したクレジットカード会社に限りま)す。)によりお支払いいただきます。
- 4 前項に示す方法で、当社が利用料金を収納出来なかった場合、契約者は、当社が別途提示する支払方法により、未払利用料金を支払うものとします。
なお、その支払いに必要な費用(振込手数料等)は契約者の負担といたします。
- 5 新規にお申込みいただいた場合、サービスの提供を開始する月とその翌月の月額料金は無料とし、本サービスを開始した月の翌々月分からお支払いいただきます。

第7条 サービス提供期間

- 1 本サービスの提供期間は、契約者から申込書を提出いただき当社が承諾した日から、契約者が解約手続きを行った日までとします。
- 2 当社が自らの事情により一時的に本サービスの提供が出来なくなる場合又はその恐れがある場合、契約者に事前に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第8条 届出事項の変更

契約者は、第5条第1項により提出した申込書の記載内容に変更が生じた時は、当社の定める届出書または当社会員サイトにより、速やかに当社又は九電みらいエナジー株式会社宛てに届け出るものとします。

第9条 解約

- 1 契約者は、本サービスを解約しようとする場合、当社会員サイトから解約手続きを行うものとし、解約手続きを行った月を解約月とします。当社は契約者の解約手続き以降サービスの提供を行いません。
- 2 最終の利用料金は、解約月の利用料金とし、日割りは行いません。

第10条 強制解約

当社は、次の各号に該当した場合は、契約者等の意向にかかわらず、催告することなく本サ

ービスを解約することが出来ます。この場合において、当社が解約手続きを行う月を解約月とし、最終の利用料金は、解約月の利用料金とし、日割りは行いません。

- (1) 申込書の記載内容に虚偽があったこと、又は本規約等に違反したことが判明したとき
- (2) 契約者等又は利用者が、暴力団等反社会的勢力であると判明したとき、暴力・脅迫等手段を問わず当社に何らかの危害もしくはその恐れを生じさせたとき、又は不当な要求をしたとき
- (3) 利用料金の支払が2か月分滞ったとき
- (4) 契約者が、当社又は九電みらいエナジー株式会社との電気供給契約を解約し、第1条第2項に該当しなくなったとき
- (5) 利用者が、当社との電気供給契約を解約したとき
- (6) 当社会員サイトにおいて、契約者が会員でなくなったとき
- (7) 当社会員サイトにおいて、契約者の会員情報に利用者の電気供給契約のお客さま番号の登録がなくなったとき
- (8) その他、当社が円滑なサービスを提供できない恐れがあると判断したとき

第11条 サービス提供の終了

当社の事情により本サービスの提供ができなくなった場合、当社は、契約者に事前に通知した上で、契約者の承諾を得ることなく本サービスの提供を終了できるものとします。その際は当該月の本サービスの料金はいただきません。

第12条 免責

当社は次の各号に該当した場合は、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、その他不可抗力事由に起因して本サービスの提供が中断された場合
- (2) 第5条第5項に基づきサービスの提供を行わなかった場合
- (3) 第7条第2項に基づきサービスの提供を停止した場合
- (4) 第8条に定める届出の遅延等に起因して本サービスの提供が中断等された場合
- (5) 第10条又は第11条に基づき本サービスの提供を終了した場合

第13条 個人情報の取扱い

当社は、契約者等に係る個人情報について、別途当社ホームページにて掲載する「個人情報保護基本方針」に従い、本サービスの充実や円滑な運営のため必要な範囲内で利用します。

第14条 準拠法等

本規約等の解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第15条 合意管轄

本規約等に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令及び商習慣に従うほか、協議により誠意をもって解決するものとします。

なお、契約者と当社の間で本サービス又は本規約等に関連して訴訟の必要が生じた場合には、福岡地方裁判所及び福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上